

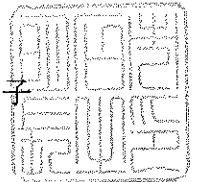
明 国 諮 第 2 号

2023年(令和5年)11月13日

明石市国民健康保険運営協議会

会 長 片 山 貴 文 様

明石市長 丸谷 聡子



産前産後期間の国民健康保険料軽減措置の導入について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項として、下記事項について諮問いたします。

記

1 産前産後期間の国民健康保険料軽減措置の導入

令和5年度から出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び均等割保険料について、出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間を対象にその全額を減額すること。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間を対象にその全額を減額すること。

2 施行予定時期

令和6年1月1日